

税務・会計便り

～2022年のiDeCoの改正点～

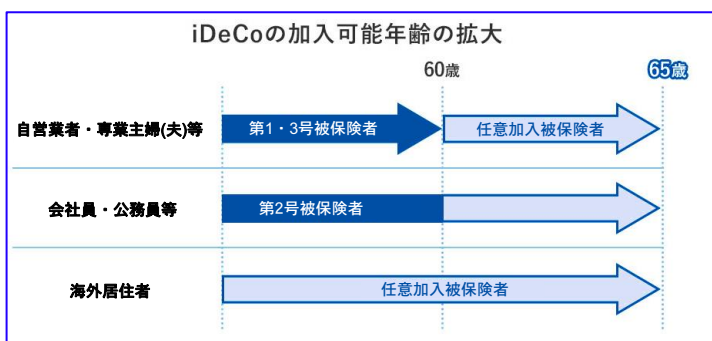
より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、2020年6月に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、その一環としてiDeCoの仕組みが大きく3つの点が改正されました。



Point1

iDeCoの受取開始時期の選択肢が拡大(2022年4月1日から改正されています)

改正前は、70歳までにiDeCoの受取を開始しなければいけませんでした。しかし、70歳でも直近の生活費にはまだ余裕があり、非課税で運用できるメリットを最大化し、もっと運用を続けてさらに資産を増やした後に受け取りたいと考える方も多くいます。そのような方は、今回の改正で最大で75歳まで受取開始を遅らせることができるようになります。70歳以降もさらに運用を続けて非課税メリットを最大化できます。



Point2

加入可能年齢の拡大(2022年5月1日から改正されています)

2022年の改正前はiDeCoへ加入できるのは、60歳未満であることが条件になっていましたが、これが国民年金の被保険者であれば原則65歳未満まで加入できるようになりました。

Point3

企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和(2022年10月1日から)

企業型確定拠出年金(企業型DC)に加入している人でもiDeCoに入りやすくなることです。2022年10月の改正前は企業型確定拠出年金に加入している場合は、企業型DC規約でiDeCoへの加入を認めていないとiDeCoへの加入ができなかったというハードルがありましたが、2022年10月1日からは企業型確定拠出年金に加入している人でも原則iDeCoに加入できるようになります。

企業側DCとiDeCo併用時の拠出限度額

	企業型DCのみ	企業型DC+ 確定給付企業年金(DB)など
① 事業主掛金	最大5.5万円/月	最大2.75万円/月
② iDeCoの掛金	最大2万円/月	最大1.2万円/月
①+②の合計	最大5.5万円/月	最大2.75万円/月